

9-10 自然とのふれあいの場

9-10-1 調査結果の概要

1. 調査内容

工事の実施、施設の存在及び供用に伴う自然とのふれあいの場への影響を予測及び評価するために、表 9-10-1 に示す項目について調査した。

表 9-10-1 自然とのふれあいの場の調査項目

調査項目	
自然とのふれあいの場	・自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等 ・自然とのふれあいの場の利用状況 ・自然とのふれあいの場への交通手段の状況

2. 調査方法

1) 既存資料調査

既存資料調査では、表 9-10-2 に示す資料を収集、整理した。

表 9-10-2 既存資料調査の収集資料

調査項目	収集資料
自然とのふれあいの場	・「彩の国埼玉情報サイトさいたまナビ」 ・「埼玉県地理環境情報 WebGIS（ふるさと景観）」（埼玉県ホームページ） ・「深谷市ガイドマップ」（深谷市ホームページ） ・「熊谷観光マップ」（熊谷市観光協会ホームページ） ・「まっふる KUMAGAYA」（熊谷市観光協会ホームページ）

2) 現地調査

現地調査の調査方法は、表 9-10-3 に示すとおりとした。

表 9-10-3 自然とのふれあいの場の調査方法（現地調査）

調査項目	調査方法
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	写真撮影及び現地踏査により把握した。
自然とのふれあいの場の利用状況	毎正時において施設内を利用する人の人数を計数するとともに、利用者に対するアンケート調査により利用目的を確認した。 調査時間は、対象施設の利用形態を考慮して、7 時～18 時とした。
自然とのふれあいの場への交通手段の状況	利用者に対するアンケート調査により、利用者が来場した際の交通手段及びアクセスルートを確認した。 調査時間は、上記“自然とのふれあいの場の利用状況”と同様に 7 時～18 時とした。

3. 調査地域・調査地点

1) 既存資料調査

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とした。

2) 現地調査

調査地域は、自然とのふれあいの場への影響が及ぶおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺とした。

調査地点は、対象事業実施区域周辺に位置する不特定多数の利用者が見られる場所として、表 9-10-4 及び図 9-10-1 に示す自然とのふれあいの場を代表的な調査地点として選定した。

表 9-10-4 自然とのふれあいの場の調査地点

調査地点		調査地点の概要
ST-1	松原公園	対象事業実施区域周辺の自然とのふれあいの場である。
ST-2	中折之口公園	対象事業実施区域周辺の自然とのふれあいの場である。

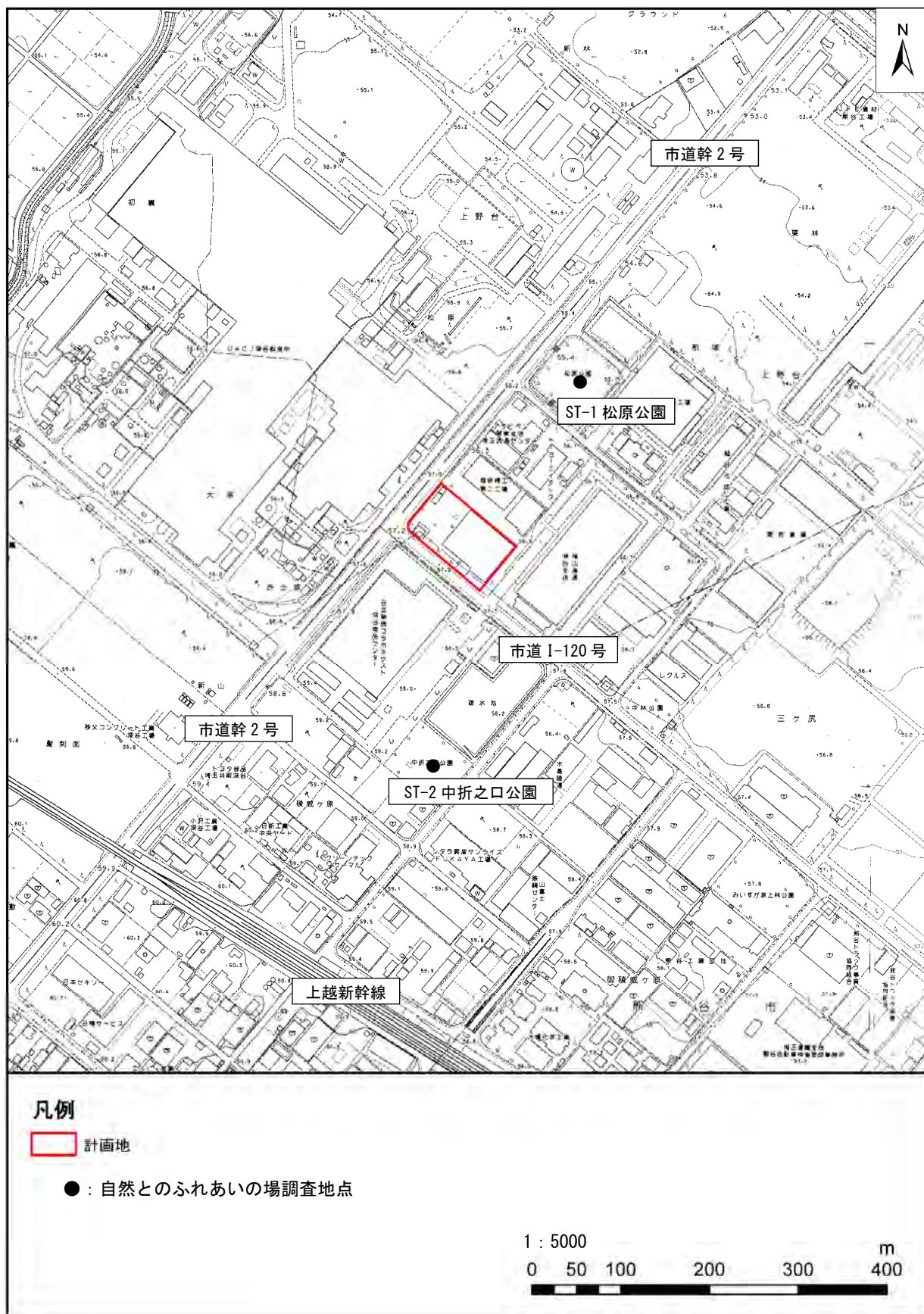


図 9-10-1 自然とのふれあいの場調査地点

4. 調査期間等

1) 既存資料調査

既存資料は、入手可能な最新年度の資料を入手した。

2) 現地調査

自然とのふれあいの場の調査期間等は、表 9-10-5 に示すとおりとし、利用者が利用しやすい時期の平日及び休日に調査を実施した。

表 9-10-4 自然とのふれあいの場の調査地点

調査地点		調査期間
ST-1	松原公園	令和 3 年 4 月 20 日（火）7 時～18 時
		令和 3 年 4 月 11 日（日）7 時～18 時
ST-2	中折之口公園	令和 3 年 4 月 20 日（火）7 時～18 時
		令和 3 年 4 月 11 日（日）7 時～18 時

5. 調査結果

1) 既存資料調査

既存資料調査として、自然とのふれあいの場の分布状況の内容は、前掲「第 3 章 地域特性 3-2-6 景観、自然とのふれあいの場の状況 2. 自然とのふれあいの場の状況」に示すとおりである。

2) 現地調査

(1) 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

自然とのふれあいの場の資源状況及び周辺環境の状況は、表 9-10-6(1)～表 9-10-6(2)に示すとおりであった。

表 9-10-6(1) 自然とのふれあいの場の資源状況及び周辺環境の状況

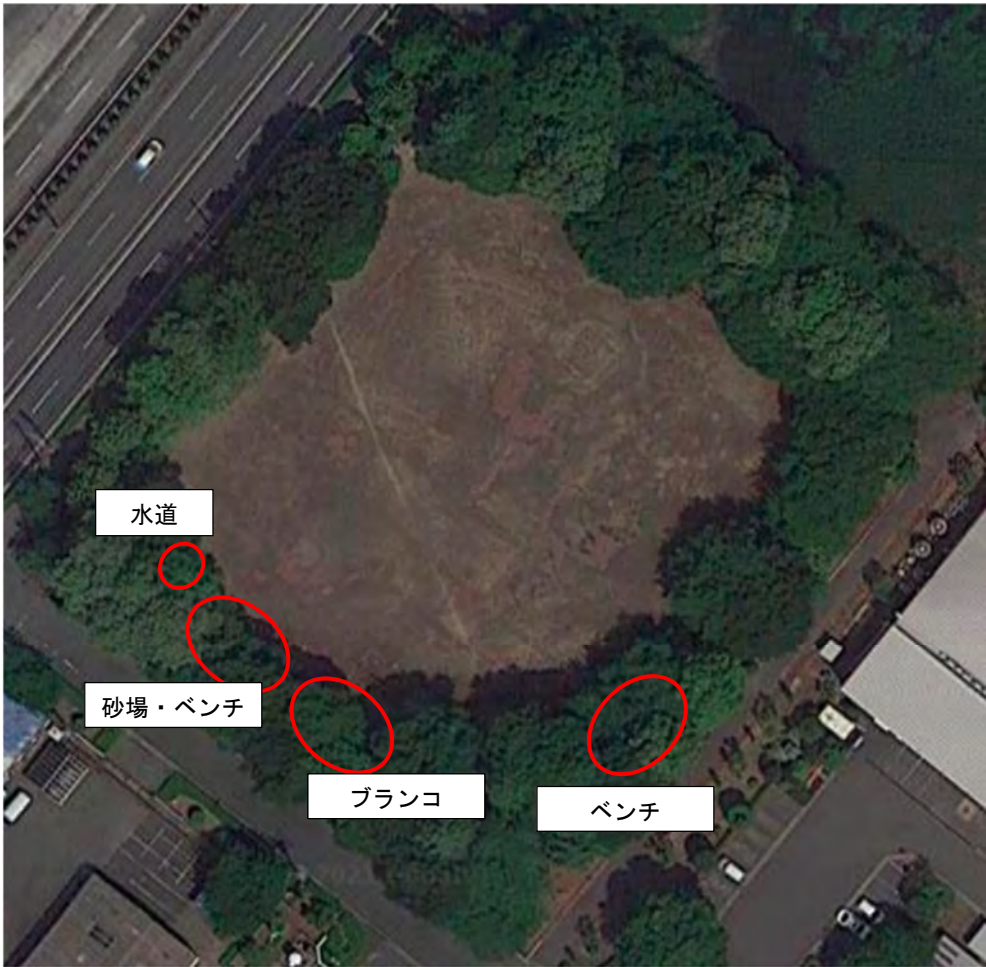
ST-1：松原公園		
[施設の写真] 	資源 の 状況	・対象事業実施区域の北東側約 200m の地点に位置する。 ・ベンチ、遊具（ブランコ、砂場、鉄棒）、水道が設置されている。 ・駐車場は無い。 ・外周に緑地が設けられている。
	周辺 環境 の 状況	・西側は市道幹 2 号に接し、南側も道路に面している。北側は調整池に隣接し、東側は事業所に面している。 ・工業団地内に立地しているため、周辺に住宅等はない。
[施設概要] 		

表 9-10-6(2) 自然とのふれあいの場の資源状況及び周辺環境の状況

ST-1：中折之口公園		
[施設の写真] 	資源 の 状況	・対象事業実施区域の南東側約 300m の地点に位置する。 ・ベンチ、東屋、水道、トイレが設置されている。 ・駐車場は無い。 ・外周に緑地が設けられている。
	周辺 環境 の 状況	・北側は調整池に隣接し、東側は道路に面している。南側と西側は事業所に面している。 ・工業団地内に立地しているため、周辺に住宅等はない。
[施設の概要] 		

(2) 自然とのふれあいの場の利用状況

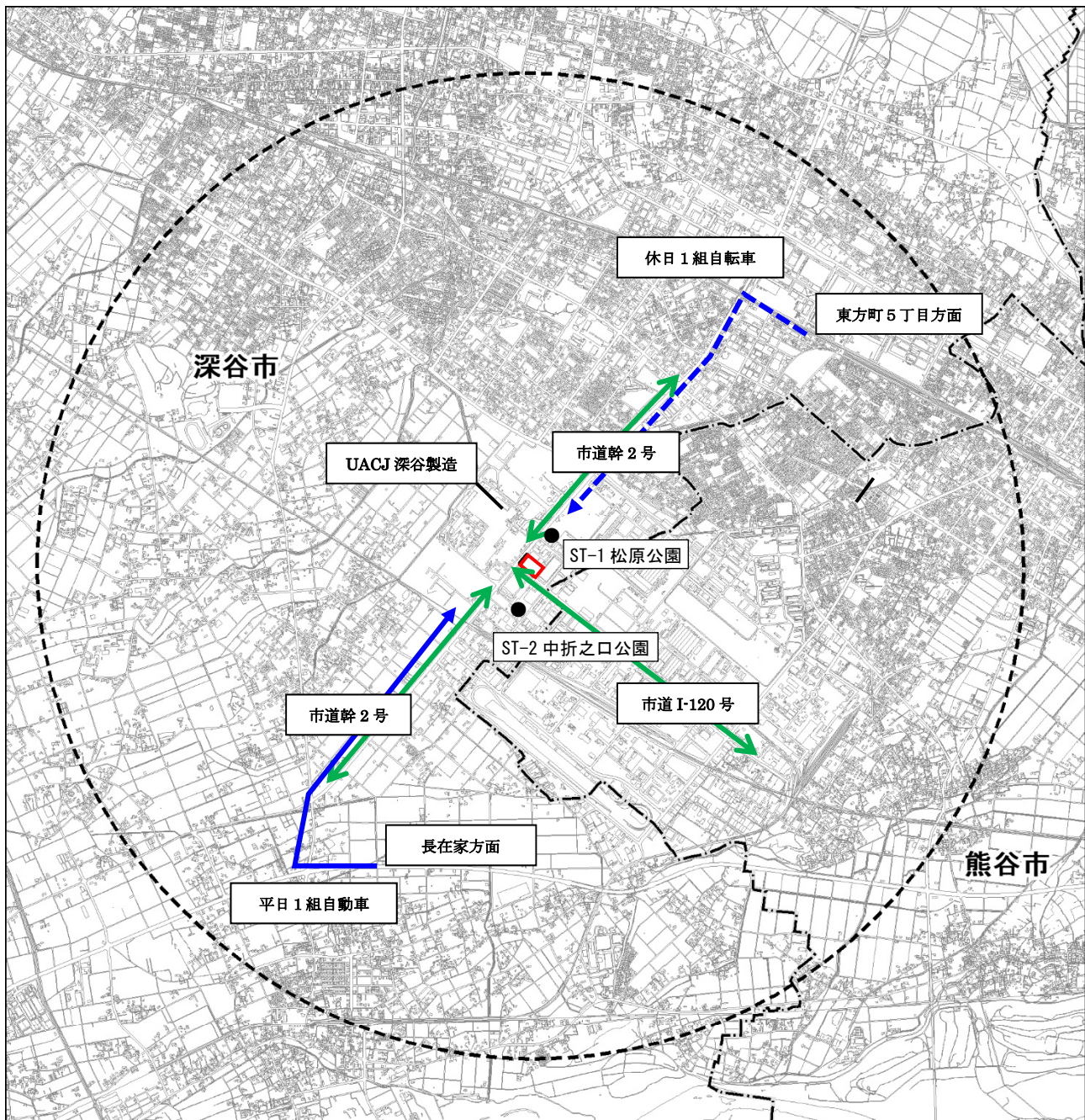
自然とのふれあいの場の利用状況は、表 9-10-7(1)～表 9-10-7(2)に示すとおりであった。

表 9-10-7(1) 自然とのふれあいの場の利用状況

	ST-1：松原公園							
	令和 3 年 4 月 20 日（火）				令和 3 年 4 月 11 日（日）			
	人数	目的	交通手段	方面	人数	目的	交通手段	方面
7 時	0	—	—	—	0	—	—	—
8 時	0	—	—	—	0	—	—	—
9 時	0	—	—	—	0	—	—	—
10 時	0	—	—	—	0	—	—	—
11 時	0	—	—	—	0	—	—	—
12 時	0	—	—	—	2	休憩	自転車	東方町5丁目
13 時	0	—	—	—	0	—	—	—
14 時	0	—	—	—	0	—	—	—
15 時	0	—	—	—	0	—	—	—
16 時	0	—	—	—	0	—	—	—
17 時	0	—	—	—	0	—	—	—
	平日の松原公園の利用はなかった。				50 代男性と小学校高学年男子の親子がサイクリング途中の休憩場所として利用していた。			

表 9-10-7(2) 自然とのふれあいの場の利用状況

	ST-2：中折之口公園							
	令和 3 年 4 月 20 日（火）				令和 3 年 4 月 11 日（日）			
	人数	目的	交通手段	方面	人数	目的	交通手段	方面
7 時	0	—	—	—	0	—	—	—
8 時	0	—	—	—	0	—	—	—
9 時	0	—	—	—	0	—	—	—
10 時	0	—	—	—	0	—	—	—
11 時	0	—	—	—	0	—	—	—
12 時	0	—	—	—	0	—	—	—
13 時	0	—	—	—	0	—	—	—
14 時	0	—	—	—	0	—	—	—
15 時	1	運動	自動車	長在家	0	—	—	—
16 時	0	—	—	—	0	—	—	—
17 時	0	—	—	—	0	—	—	—
	70 代男性がグランドゴルフの練習に自動車を訪れていた。				休日の中折之口公園の利用はなかった。			



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界
- → : 自転車使用ルート
- → : 自動車使用ルート
- : 調査地点
- ↔ : 資材運搬等の車両及び
廃棄物運搬車両等の主要なルート

1:32,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m



図 9-10-2 交通手段の及びルートの状況

9-10-2 予測

1. 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響

1) 予測内容

工事の実施時における建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場の改変等の有無及びその程度、利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度を予測した。

2) 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とした。

3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事の実施による自然とのふれあいの場への影響が最大となる時期とした。資材運搬等の車両の影響については、車両台数が最大となる工事着工後 29 ヶ月目とした。

なお、設定根拠として、工事工程全体の 1 ヶ月毎の車両台数の推移は、資料編・資料 2-4 に示すとおりである。

4) 予測方法

工事計画の内容と調査結果との重ね合わせを行うとともに、他の環境要素の予測結果を考慮して、自然とのふれあいの場への影響の程度について定性的に予測した。

工事計画に関連する予測条件は、以下に示すとおりである。

(1) 工事計画の概要

- ① 本事業は、対象事業実施区域内の既存建物を解体し、焼却施設を建設するものであり、敷地外の工事は実施しない。また、敷地範囲は、既存から広げる計画はない。
- ② 工事の実施に伴い、対象事業実施区域周辺の道路において、通行規制は実施しない。また、新規道路の整備及び既存道路の付け替え（廃止）も実施しない。
- ③ 工事の実施における資材運搬等の車両の走行台数は、前掲「9-1 大気質 9-1-2 予測 2. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」において設定した交通量を用いた。その概要は、表 9-10-8 に示すとおりである。
- ④ 自然とのふれあいの場の利用環境に関連すると考えられる環境要素の影響については、各項目（工事の実施：大気質、騒音、振動、動物及び生態系）の予測結果に示すとおりである。

表 9-10-8 資材運搬等の車両の走行台数（工事の実施）〔7 時～19 時：平日〕

予測地点	資材運搬等の車両（台）		現在の交通量 合計台数（台）	増加割合 （％）
	小型車類	合計台数		
	大型車類			
ST-5 市道幹 2 号南側区間	74	90	15, 449	0. 6
	16			
ST-6 市道幹 2 号南側区間	76	92	16, 000	0. 6
	16			

注) 車両台数は、自然とのふれあいの場の利用形態と資材運搬等の車両の走行時間帯を考慮して、7 時～19 時で整理した結果を示す。

5) 予測結果

(1) 自然とのふれあいの場の利用環境の状況

建設機械の稼働に伴う大気質、騒音、振動、動物及び生態系の将来予測結果は、環境保全目標に適合する結果であった。

以上に示す関連要素の予測・評価の結果に加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測される。

(2) 自然とのふれあいの場への交通手段の阻害の状況

資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害について、資材運搬等の車両の主な走行ルート（市道幹 2 号の南側区間及び北側区間）は、現地調査結果によると、自然とのふれあいの場の利用者のアクセスルートと重なることから、交通手段の阻害による影響のおそれが考えられる。しかし、以下に示すような状況が考えられることから、工事の実施による自然とのふれあいの場への交通手段の阻害による影響は小さいと予測される。

- ① 資材運搬等の車両の主な走行ルートの交通量の増加割合は、0. 6%と少ない。
- ② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質、騒音、振動、動物及び生態系の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。
- ③ 工事の実施に際して、対象事業実施区域周辺地域において、道路の通行規制、新規道路の整備、既存道路の付け替え（廃止）を行う計画はない。
- ④ 自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、直接的な影響を及ぼすような計画はない。

2. 施設の存在、施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場への影響

1) 予測内容

施設の存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場の改変等の有無及びその程度、利用環境の変化の程度を予測した。

2) 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とした。

3) 予測対象時期等

施設の存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場への影響を的確に把握できる時期とし、施設の完成時又は施設の稼働が定常状態となる時期とした。

4) 予測方法

事業計画の内容と調査結果との重ね合わせを行うとともに、他の環境要素の予測結果を考慮して、自然とのふれあいの場への影響の程度について定性的に予測した。

事業計画に関連する予測条件は、以下に示すとおりである。

(1) 予測条件

- ① 本事業は、対象事業実施区域内において、焼却施設を建設するものである。また、敷地範囲は広がらない計画である。
- ② 施設の存在及び施設の稼働に伴い、対象事業実施区域周辺の道路の通行規制は行わない。また、新規道路の整備及び既存道路の廃止は行わない。
- ③ 自然とのふれあいの場の利用環境に関連すると考えられる環境要素の影響については、各項目（施設の存在及び施設の稼働：大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、土壌、動物、植物、生態系、眺望景観、日照阻害及び電波障害）の予測結果に示すとおりである。

5) 予測結果

(1) 自然とのふれあいの場の利用環境の状況

施設の稼働に伴う大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭及び土壌の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。

施設の存在に伴う動物、植物、生態系、眺望景観、日照及び電波障害の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。

以上に示す関連要素の予測・評価の結果に加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、施設の存在及び施設の稼働による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測される。

9-10-3 評価

1. 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う影響

1) 評価方法

(1) 影響の回避・低減の観点

自然とのふれあいの場において周辺環境に及ぼす影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかについて明らかにした。

(2) 基準・目標等との整合の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等がない場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して、予測結果との間に整合が図られているかを明らかにした。

自然とのふれあいの場に係る環境保全目標は、「埼玉県環境基本計画（第4次）（変更）」（平成29年3月、埼玉県）、「第2次埼玉県広域緑地計画」（平成29年3月、埼玉県）及び「深谷市環境基本計画」（平成30年3月、深谷市）において、今後の施策や目標等が表9-10-10のとおりに示されている。

以上のことから、自然とのふれあいの場に係る環境保全目標は、「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」とした。

表 9-10-10 自然とのふれあいの場に関連した計画等の内容

関連した計画等	内 容
「埼玉県環境基本計画（第4次）（変更）」 （平成29年3月、埼玉県）	【今後の施策と主な取り組み】 ・身近な緑の保全の推進 ・身近な緑の再生（創出）の推進 ・自然とのふれあいの推進
「第2次埼玉県広域緑地計画」 （平成29年3月、埼玉県）	【地形別の緑のあり方（低地）】 ・広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指す。
「深谷市環境基本計画」 （平成30年3月、深谷市）	【基本目標】 ・地球への負荷が少ない低炭素なまちづくり ・資源を有効に生かす無駄の少ないまちづくり ・自然が守られるまちづくり ・健康で安全に暮らせるまちづくり ・協働で環境を守るまちづくり

2) 環境の保全に関する配慮方針

- ・自然とのふれあいの場の利用環境に関連すると考えられる環境要素の影響については、各項目（工事の実施：大気質、騒音、振動、動物及び生態系）で記載した「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した工事計画の策定、実施に努める。
- ・資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう運行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう教育する。

3) 評価結果

(1) 影響の回避・低減の観点

工事の実施にあたっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう周辺環境との調和に配慮した工事計画の策定、実施に努め、資材運搬等の車両の運転者への教育等を徹底する。

以上により、工事の実施に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

(2) 基準・目標等との整合の観点

工事の実施に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

2. 施設の存在、施設の稼働に伴う影響

1) 評価方法

(1) 影響の回避・低減の観点

自然とのふれあいの場において、周辺環境に及ぼす影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかについて明らかにした。

(2) 基準・目標等との整合の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等がない場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して、予測結果との間に整合が図られているかを明らかにした。

自然とのふれあいの場に係る環境保全目標は、「埼玉県環境基本計画（第4次）（変更）」（平成29年3月、埼玉県）、「第2次埼玉県広域緑地計画」（平成29年3月、埼玉県）及び「深谷市環境基本計画」（平成30年3月、深谷市）において、今後の施策や目標等が前掲表9-10-10のとおり示されている。

以上のことから、自然とのふれあいの場に係る環境保全目標は、「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」とした。

2) 環境の保全に関する配慮方針

- ・自然とのふれあいの場の利用環境に関連すると考えられる環境要素の影響については、各項目（施設が存在及び施設の稼働：大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、土壌、動物、植物、生態系、眺望景観、日照障害及び電波障害）で記載した「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営に努める。
- ・廃棄物運搬車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないように、収集ルートを設定し、運転手に収集ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないように指導する。

3) 評価結果

(1) 影響の回避・低減の観点

施設が存在及び施設の稼働にあたっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう周辺環境との調和に配慮した施設運営に努め、廃棄物運搬車両の運転者への教育等を徹底する。

以上により、施設が存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

(2) 基準・目標等との整合の観点

施設が存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。